

資料

令和 4 年第 4 回定例市議会議案  
条例新旧対照表



議案第 5 2 号	藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について (附則改正)	
	藤井寺市情報公開条例の一部改正案 (附則第 4 条関係) .....	1
	藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正案 (附則第 5 条関係) .....	2
	藤井寺市暴力団排除条例の一部改正案 (附則第 6 条関係) .....	3
議案第 5 3 号	藤井寺市行政不服等審査会条例の制定について (附則改正)	
	藤井寺市情報公開条例の一部改正案 (附則第 4 条関係) .....	4
	藤井寺市行政不服審査法施行条例の一部改正案 (附則第 5 条関係) .....	8
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案 (附則第 6 条関係) .....	1 0
議案第 5 4 号	藤井寺市手数料条例の一部改正について	
	藤井寺市手数料条例の一部改正案 .....	1 1
議案第 5 5 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	
	職員の定年等に関する条例の一部改正案 (第 1 条関係) .....	1 2
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案 (第 2 条関係) .....	2 0
	職員の退職手当に関する条例の一部改正案 (第 3 条関係) .....	2 9
	職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正案 (第 4 条関係) .....	4 6
	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正案 (第 5 条関係) .....	4 7
	単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案 (第 6 条関係) .....	4 9
	職員の育児休業等に関する条例の一部改正案 (第 7 条関係) .....	5 0
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案 (第 8 条関係) .....	5 2
	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正案 (第 9 条関係) .....	5 3
	藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正案 (第 1 0 条関係) .....	5 4
	(附則改正)	
	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正案 (附則第 2 0 条関係) .....	5 5
議案第 5 8 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案 .....	5 6
議案第 5 9 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案 (第 1 条関係) .....	5 7

	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案（第2条関係）	79
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第3条関係）	80
	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正案（第4条関係）	82
	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正案（第5条関係）	83
議案第61号	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	
	藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第1条関係）	113
	藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正案（第2条関係）	114
	藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正案（第3条関係）	115
議案第62号	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正案	116

議案第 52 号

藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○藤井寺市情報公開条例（平成 11 年藤井寺市条例第 1 号） 新旧対照表  
（附則第 4 条関係）

改正後	改正前
<p>（情報の公開請求に対する応答義務）</p> <p>第 9 条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、<u>当該請求があった日から</u>15 日以内に、公開を行うかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（著しく大量な情報の公開請求に係る公開等決定の期限の特例）</p> <p>第 11 条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、<u>公開請求があった日から</u>30 日以内にその全てについて公開の決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る情報の相当の部分につき、当該期間内に公開の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開の決定をすれば足りるものとする。この場合において、第 9 条第 1 項の期間内に、同条第 2 項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならない。</p>	<p>（情報の公開請求に対する応答義務）</p> <p>第 9 条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、<u>当該請求を受けた日から起算して</u>15 日以内に、公開を行うかどうかの決定（以下「公開決定等」という。）を行わなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（著しく大量な情報の公開請求に係る公開等決定の期限の特例）</p> <p>第 11 条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、<u>受理日から起算して</u>30 日以内にその全てについて公開の決定をすることにより事務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、公開請求に係る情報の相当の部分につき、当該期間内に公開の決定をし、残りの部分については、相当の期間内に公開の決定をすれば足りるものとする。この場合において、第 9 条第 1 項の期間内に、同条第 2 項後段の規定の例により、公開請求者に通知しなければならない。</p>

○藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号） 新旧対照表  
 （附則第5条関係）

改正後	改正前
<p>（個人情報の取扱い等）                      第15条 指定管理者及びその管理する指定施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定を遵守し個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずるとともに、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>（個人情報の取扱い等）                      第15条 指定管理者及びその管理する指定施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、<u>藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）第10条</u>の規定を遵守し個人情報の適正な管理に必要な措置を講ずるとともに、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。</p>

○藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号） 新旧対照表  
 （附則第6条関係）

改正後	改正前
<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第15条 <u>藤井寺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年藤井寺市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関及び議会（以下「実施機関等」という。）</u>は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、<u>実施機関等が定めるところにより、必要な個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）</u>を収集するものとする。</p> <p>2 <u>実施機関等</u>は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>実施機関等が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報</u>を大阪府警察本部長に提供するものとする。</p>	<p>（個人情報の収集及び提供）</p> <p>第15条 <u>藤井寺市個人情報保護条例（平成11年藤井寺市条例第2号）第2条第4号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）</u>は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、<u>実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（同条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）</u>を収集するものとする。</p> <p>2 <u>実施機関</u>は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、<u>実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報</u>を大阪府警察本部長に提供するものとする。</p>

議案第 53 号

藤井寺市行政不服等審査会条例の制定について

○藤井寺市情報公開条例（平成 11 年藤井寺市条例第 1 号） 新旧対照表  
（附則第 4 条関係）

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する審査請求を受けた実施機関（以下この条において「審査庁」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>藤井寺市行政不服等審査会条例（令和 4 年藤井寺市条例第 号）第 2 条の規定により設置する藤井寺市行政不服等審査会（以下「審査会」という。）</u>に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 審査庁は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 前項に規定する審査請求を受けた実施機関（以下この条、<u>次条及び第 17 条</u>において「審査庁」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、<u>藤井寺市情報公開審査会（次条第 1 項を除き、以下「審査会」という。）</u>に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 審査庁は、前項の規定により審査会に諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。<u>以下同じ。</u>）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>(藤井寺市情報公開審査会の設置)</u></p> <p>第 16 条 <u>前条第 2 項に規定する審査庁の諮問に応じて審査するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項本文の規定に基づき、藤井寺市情報公開審査会を設置する。</u></p> <p>2 <u>審査会は、前条に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。</u></p> <p>3 <u>審査会は、委員 5 人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>委員は、情報公開に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱するものとする。</u></p>



改正後	改正前
	<p>5 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>6 <u>前各項に掲げるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p><u>(審査会の調査権限)</u></p> <p>第17条 <u>審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された情報の公開を求められない。</u></p> <p>2 <u>審査庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、必要があると認めるときは、審査庁に対し、情報に記録されている内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めすることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は審査庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。</u></p> <p><u>(意見の陳述)</u></p> <p>第18条 <u>審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の場合において、審査請求人等が意見を陳述するときは、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集して行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項本文の場合において、審査会は、当該申立てをした者のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>5 第1項本文の場合において、当該申立てをした者は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</u></p> <p><u>(意見書等の提出)</u></p> <p><u>第19条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>(委員による調査手続)</u></p> <p><u>第20条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第17条第1項の規定により提示された情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第18条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u></p> <p><u>(提出資料の写しの送付等)</u></p> <p><u>第21条 審査会は、第17条第3項若しくは第4項又は第19条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を審査請求人等（当該意見書又は資料を提出した審査請求人等を除く。）に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p><u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認</u></p>

改正後	改正前
<p>(情報の提供) 第16条 (略)</p> <p>(出資法人等の責務) 第17条 (略) 2 (略)</p> <p>(他の制度との調整) 第18条 (略)</p> <p>(運用状況の公表) 第19条 (略)</p> <p>(委任) 第20条 (略)</p>	<p><u>めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>4 審査会は第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u></p> <p><u>(調査審議手続の非公開)</u> 第22条 第15条第2項に規定する審査請求に関し審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。</p> <p><u>(答申書の送付)</u> 第23条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(情報の提供) 第24条 (略)</p> <p>(出資法人等の責務) 第25条 (略) 2 (略)</p> <p>(他の制度との調整) 第26条 (略)</p> <p>(運用状況の公表) 第27条 (略)</p> <p>(委任) 第28条 (略)</p>

○藤井寺市行政不服審査法施行条例（平成28年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
 （附則第5条関係）

改正後	改正前
	<p><u>（藤井寺市行政不服審査会の設置）</u>                      第5条 法第81条第1項に規定する機関として、藤井寺市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p> <p><u>（組織）</u>                      第6条 審査会は、委員5人以内で組織する。                      2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法令等又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p><u>（任期）</u>                      第7条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。                      2 委員は、再任されることができる。</p> <p><u>（会長及び副会長）</u>                      第8条 審査会に会長及び副会長を置く。                      2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。                      3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。                      4 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。                      5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p><u>（専門委員）</u>                      第9条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。                      2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。                      3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(委任) 第5条 (略)</p>	<p>(会議) 第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。</p> <p>(守秘義務) 第11条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(会議の非公開) 第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(委任) 第13条 (略)</p>

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表  
 （附則第6条関係）

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
総合計画審議会委員	日額 9,500円	総合計画審議会委員	日額 9,500円
行政不服等審査会委員	日額 9,500円	行政不服審査会委員	日額 9,500円
公共施設マネジメント検討委員会委員	日額 9,500円	情報公開審査会委員	日額 9,500円
(略)		個人情報保護審査会委員	日額 9,500円
		公共施設マネジメント検討委員会委員	日額 9,500円
		(略)	

議案第 54 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

○藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(略)			(略)		
(1) 第4条第2項の規定に基づく犬の登録 (動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により第4条第1項の登録の申請があつたものとみなされる場合を除く。)	1頭	3,000円	(1) 第4条第2項の規定に基づく犬の登録	1頭	3,000円
(略)			(略)		

議案第 55 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

○職員の定年等に関する条例（昭和59年藤井寺市条例第10号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p>    <u>第1章 総則</u></p> <p>        （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>    <u>第2章 定年制度</u></p> <p>        （定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>        （定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかか</u></p>	<p>        （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>        （定年）</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、病院において医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>        （定年による退職の特例）</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員</u></p>



改正後	改正前
<p>ならず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくな</u></p>	<p>に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、<u>その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。</u></p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p> <p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、<u>期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>たと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>当該期限を繰り上げるものとする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u></p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職(病院において医療業務に従事する医師が占める職を除く。)とする。</p> <p>(1) <u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)第13条第1項に規定する管理職手当が支給される職</u></p> <p>(2) <u>その他規則で定める職</u></p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢)</u></p> <p>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p> <p>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、<u>法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理</u></p>	<p>5 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。</u></p> <p><u>（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>（1） 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>（2） 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>（3） 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日</u></p>	

改正後	改正前
<p>から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</p> <p>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</p> <p>（異動期間の延長等に係る職員の同意）</p> <p>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同</p>	

改正後	改正前
<p><u>意を得なければならない。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p> <p><u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p> <p>第4章 定年前再任用短時間勤務制</p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員の任用)</u></p> <p><u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第14条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	

改正後	改正前										
<p>附 則 1・2 (略) <u>(定年に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 480 954 914"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤井寺市条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）による改正前の第3条ただし書に規定する職員であって、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="114 1209 954 1321"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td>65年</td> </tr> </table> <p><u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u></p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年	<p>附 則 1・2 (略)</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年										
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年										
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年										
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年										
令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年										

改正後	改正前
<p>5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</p>	

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>（給料表）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号。以下「任期付職員採用条例」という。）第2条第2項及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額 は、<u>当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>7 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び任期付職員採用条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例の規定により定められた当該職員の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>8 （略）</p>	<p>（給料表）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 <u>法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号。以下「任期付職員採用条例」という。）第2条第2項及び第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給料月額は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></u></p> <p>7 <u>再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項及び任期付職員採用条例第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例の規定により定められた<u>その者の勤務時間</u>を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>8 （略）</p>
<p>（昇給）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>55歳（病院において医療業務に従事する医師にあつては、57歳）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>4～6 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において</p>	<p>（昇給）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>55歳（定年が年齢65年である職員にあつては、57歳）に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>4～6 （略）</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）</p>



改正後	改正前
<p>「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下この項及び次項において「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため、自動車、自転車その他市長が特に承認する交通の用具(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した職員<del>の</del>支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下この号及び第3号において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の通勤手当の額については、規則で定める。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>	<p>を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2) 通勤のため、自動車、自転車その他市長が特に承認する交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等の通勤手当の額については、規則で定める。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第18条 正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>が、正規の勤務を割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（1） 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）</p> <p>（2） （略）</p> <p>5 勤務時間条例第7条の3第1項で規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の</p>	<p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>が、正規の勤務を割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第4条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項から第4項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が規則で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。</p> <p>4 第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（1） 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）</p> <p>（2） （略）</p> <p>5 勤務時間条例第7条の3第1項で規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の</p>

改正後	改正前
<p>指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短</p>	<p>指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。</p> <p>(1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項の規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に1</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="114 199 1037 268"> <u>時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額            3・4 (略)         </p> <p data-bbox="114 316 1088 427">           (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)            第25条の2 第12条の5、第14条、第15条及び第15条の3の規定は、  <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。         </p> <p data-bbox="114 475 315 544">           附 則            1～15 (略)         </p> <p data-bbox="114 552 1106 815"> <u>16 当分の間、職員の給料月額</u>は、当該職員が60歳に達した日後における最  <u>初の4月1日(附則第18項において「特定日」という。)</u>以後、当該職員に  <u>適用される給料表の給料月額のうち、第3条第5項の規定により当該職員の属</u>  <u>する職務の級並びに第4条、第10条第2項及び第3項の規定により当該職員</u>  <u>の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円</u>  <u>未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を</u>  <u>生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)</u>とする。         </p> <p data-bbox="114 823 786 855"> <u>17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> </p> <p data-bbox="114 863 1106 1366"> <u>(1) 臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤</u>  <u>を要しない職員</u>  <u>(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関</u>  <u>する条例(令和4年藤井寺市条例第 号)による改正前の職員の定年等に</u>  <u>関する条例(昭和59年藤井寺市条例第10号)第3条ただし書に規定する</u>  <u>職員</u>  <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第</u>  <u>28条の2第1項又は第2項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は</u>  <u>第2項の規定により延長された期間を含む。)</u>を延長された同条例第6条に  <u>規定する職を占める職員</u>  <u>(4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務</u>  <u>している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適</u>  <u>用されていた職員を除く。)</u> </p> <p data-bbox="114 1374 1106 1437"> <u>18 法第28条の2第1項の規定により他の職への降任等をされた職員であつ</u>  <u>て、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第20項において</u> </p>	<p data-bbox="1135 199 1621 268">           00分の45を乗じて得た額の総額            3・4 (略)         </p> <p data-bbox="1135 316 2110 427">           (再任用職員についての適用除外)            第25条の2 第12条の5、第14条、第15条及び第15条の3の規定は、  <u>再任用職員</u>には適用しない。         </p> <p data-bbox="1135 475 1337 544">           附 則            1～15 (略)         </p>

改正後	改正前
<p>「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(その額に50円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはその端数を100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</p> <p>20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</p> <p>22 附則第18項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項(第25条第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第16項、附則第19項又は附則第20項の規定による給料の額との合計額」とする。</p> <p>23 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定によ</p>	

改正後

る給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の等 級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		389,900	356,800	315,100	289,700	274,600	255,200	215,200	187,700

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の等 級 号給	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額

改正前

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の等 級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職 員		389,900	356,800	315,100	289,700	274,600	255,200	215,200	187,700

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の等 級 号給	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額

改正後 改正前

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		466,000	393,000	338,600

再任用以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職 員		466,000	393,000	338,600

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務の等 級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		322,800	282,100	256,900	215,300

イ 医療職給料表（2）

職員の 区分	職務の等 級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職 員		322,800	282,100	256,900	215,300

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務の等 級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ウ 医療職給料表（3）

職員の 区分	職務の等 級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以 外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後						改正前					
職員						再任用職員		326,200	289,100	262,600	255,400
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額						
		326,200	289,100	262,600	255,400						



○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表  
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（藤井寺市の休日に関する条例（平成2年藤井寺市条例第9号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>については、この限りでない。</u></p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、<u>前項の規定にかかわらず</u>、同項</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、<u>地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>については、この限りでない。</p> <p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、<u>同項の規定にかかわらず</u>、同項</p>

改正後	改正前
<p>の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  (1)～(3) (略)</p> <p><u>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</u>  第4条 <u>11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)</u>又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2) <u>法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(3) <u>その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>(4) <u>第7条の5第11項に規定する認定(同条第1項第1号に係るものに限る。)</u>を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</p> <p>2 <u>前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)</u>による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 <u>第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおり</u></p>	<p>の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。  (1)～(3) (略)</p> <p><u>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</u>  第4条 <u>11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年藤井寺市条例第10号。以下「定年条例」という。)</u>第2条の規定により退職した者(定年条例第4条第1項の期間又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)<u>又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。)</u>又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)</u>による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。</p>

改正後	改正前
<p>とする。</p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125</u></p> <p>(2) <u>11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5</u></p> <p>(3) <u>16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200</u></p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</u></p> <p>(2) <u>地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者</u></p> <p>(3) <u>第7条の5第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者</u></p> <p>(4) <u>公務上の傷病又は死亡により退職した者</u></p> <p>(5) <u>25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者</u></p> <p>(6) <u>25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの</u></p> <p>(7) <u>25年以上勤続し、第7条の5第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職す</u></p>	<p>(整理退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 <u>職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（定年条例第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150</u></p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165</u></p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180</u></p> <p>(4) <u>35年以上の期間については、1年につき100分の105</u></p>

改正後			改正前		
<p>べき期日に退職した者</p> <p>2 前項の規定は、<u>25年以上勤続した者</u>で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>1年以上10年以下の期間</u>については、1年につき100分の150</p> <p>(2) <u>11年以上25年以下の期間</u>については、1年につき100分の165</p> <p>(3) <u>26年以上34年以下の期間</u>については、1年につき100分の180</p> <p>(4) <u>35年以上の期間</u>については、1年につき100分の105</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が<u>20年以上</u>であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>20年</u>を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>2 前項の規定は、<u>25年以上勤続した者</u>で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。</p> <p>（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</p> <p>第5条の3 第5条第1項に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が<u>25年以上</u>であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
(略)			(略)		
<p>第4条第1項及び第5条第1項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者</p>	<p>第5条第1項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額</p>

改正後			改正前		
		<u>の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)</u> を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額	第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額に、	(略)		
(略)			(略)		
第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		

改正後			改正前		
(略)			(略)		
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条	第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢が1年である職員にあつては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額		退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の		これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
(略)			(略)		
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> （退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年齢が1年である職員にあつては、 <u>100分の2</u> ）を乗じて得た額の合計額	第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢と	第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を乗じて得た額の合計額
			第5条の2第1項第2号イ	及び退職日給料月額	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係

改正後			改正前		
		の差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢と の差に相当する年齢が1年である職員にあつ ては、 <u>100分の2</u> )を乗じて得た額の合計 額			る定年と退職の日におけるその者の年齢との 差に相当する年数1年につき <u>100分の2</u> を 乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1 項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する 第5条の2第1項第2号イ	当該割合		当該第5条の3の規定により読み替えて適用 する同号イに掲げる割合
	及び退職日給料 月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に 退職の日において定められているその者に係 る定年と退職の日におけるその者の年齢との 差に相当する年数1年につき <u>100分の3</u> (退職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢と の差に相当する年齢が1年である職員にあつ ては、 <u>100分の2</u> )を乗じて得た額の合計 額			
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用 する同号イに掲げる割合			

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間  
(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属  
する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法  
第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤によ  
る傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124  
号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82  
号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和  
47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)  
又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間  
(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属  
する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法  
第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤によ  
る傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124  
号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82  
号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和  
47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)  
又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行

改正後	改正前
<p>令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</u></p> <p><u>第7条の5 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>(2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項各号の別</u></p> <p><u>(2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間</u></p> <p><u>(3) 募集する人数</u></p> <p><u>(4) 募集の期間</u></p>	<p>令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。)に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする)と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>



改正後	改正前
<p>(5) <u>募集の対象となるべき職員の範囲</u></p> <p>(6) <u>募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨</u></p> <p>(7) <u>第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続</u></p> <p>(8) <u>第12項の規定による通知の予定時期</u></p> <p>(9) <u>第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数</u></p> <p>(10) <u>募集に関する問合せを受けるための連絡先</u></p> <p>(11) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。</u></p> <p>5 <u>任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。</u></p> <p>6 <u>任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p>7 <u>任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。</u></p> <p>8 <u>任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。</u></p> <p>9 <u>次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。</u></p> <p>(1) <u>第2条第2項の規定により職員とみなされる者</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者</u></p> <p>(3) <u>第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者</u></p> <p>(4) <u>地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</u></p> <p>10 <u>前項の規定による応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。</u></p> <p>11 <u>任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合</u></p> <p>(2) <u>応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合</u></p> <p>(3) <u>応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</u></p> <p>(4) <u>応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合</u></p> <p>12 <u>任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合において</u></p>	

改正後	改正前
<p>はその理由を含む。)を応募者に書面により通知するものとする。</p> <p><u>13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。</u></p> <p><u>14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。</u></p> <p><u>15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。</u></p> <p><u>16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。</u></p> <p><u>(1) 第8条第1項第1号又は第2号に該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(2) 第13条の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。</u></p> <p><u>(3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。</u></p> <p><u>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。</u></p> <p><u>(5) 第9項の規定により応募を取下げたとき。</u></p> <p><u>17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあって</u></p>	

改正後	改正前
<p>は当該方法を含む。)及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがある者については、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の市長が定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が定めるところにより市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>

改正後	改正前
<p>4年から第1項及び本項の規定により算出される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及び本項の規定による期間に算入しない。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)</p> <p>第12条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般の退職手当等の額の返納)</p> <p>第12条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次の各号に</p>	<p>5～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12～17 (略)</p> <p>(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)</p> <p>第12条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項及び次条第5項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等は、支給しない。ただし、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(一般の退職手当等の額の返納)</p> <p>第12条の3 退職した者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた</p>

改正後	改正前
<p>掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第15項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。</u></p> <p>3 <u>当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第10項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第8項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</u>  「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により</p>	<p>ときは、任命権者は、その支給をした一般の退職手当等の額のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を返納させることができる。ただし、第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けていた場合（受けることができた場合を含む。）は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。</u></p> <p>3 <u>職員に暫定手当が支給される間、第5条第3項中「給料及び扶養手当」とあるのは、「給料、扶養手当及び暫定手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）中「職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市告示第1号）」とあるのを「職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号）」に改める。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</u>  「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により</p>

改正後	改正前
<p>就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。</p> <p>7 <u>当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第7項」とする。</u></p> <p>8 <u>当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第8項」とする。</u></p> <p>9 <u>前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年藤井寺市条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年藤井寺市条例第10号）第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u></p> <p>10 <u>一般職の職員の給与に関する条例附則第16項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u></p> <p>11 <u>当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第7項及び附則第9項に掲げる職員以外の者）にあつては60歳とし、附則第7項に掲げる職員</u></p>	<p>就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</p> <p>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。</p>

改正後	改正前						
<p><u>にあつては同項に定める年齢とし、附則第9項に掲げる職員にあつては65歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年にあつては60歳とし、附則第7項に規定する職員にあつては60歳とし、附則第9項に規定する職員にあつては65歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。</u></p> <p><u>12 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。</u></p>							
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 911 609 1018">附則第7項及び第9項に掲げる職員以外の者</td> <td data-bbox="611 911 1106 1018">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1019 609 1086">附則第7項に掲げる職員</td> <td data-bbox="611 1019 1106 1086">60歳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1088 609 1155">附則第9項に掲げる職員</td> <td data-bbox="611 1088 1106 1155">65歳</td> </tr> </tbody> </table>	附則第7項及び第9項に掲げる職員以外の者	60歳	附則第7項に掲げる職員	60歳	附則第9項に掲げる職員	65歳	
附則第7項及び第9項に掲げる職員以外の者	60歳						
附則第7項に掲げる職員	60歳						
附則第9項に掲げる職員	65歳						
<p><u>13 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第7条の5の規定の適用については、第5条の3本文及び第7条の5第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第7条の5第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>							



改正後	改正前
<p>14 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第12項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p> <p>15 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第12項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条の第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</p>	

○職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第30号） 新旧対照表  
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号）第20条に規定する報酬額とする。）の10分の1以下を減ずるものとする。</u><u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>給料</u>及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号）第20条に規定する報酬額とする。）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

（第5条関係）

改正後	改正前
<p>（勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間（4週を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市長の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児</p>	<p>（勤務時間）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、1週間（4週を平均した場合の1週間を含む。）について15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員</u>については、1週間ごとの期間について、規則で定める時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市長の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児</p>

改正後	改正前
<p>短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上(の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市長の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員に対して一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。第5項において同じ。)につき20日(育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)の年次休暇を与えるものとする。ただし、次に掲げる職員のその年度の年次休暇の日数は、規則で定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)</p> <p>第14条 非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>	<p>短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上(の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市長の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員に対して一の年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。第5項において同じ。)につき20日(育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)の年次休暇を与えるものとする。ただし、次に掲げる職員のその年度の年次休暇の日数は、規則で定める。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)</p> <p>第14条 非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p>

○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表  
 （第6条関係）

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 単純な労務に雇用される一般職に属する職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）</p> <p>第19条 第3条、第5条及び第13条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 単純な労務に雇用される一般職に属する職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（再任用職員についての適用除外）</p> <p>第19条 第3条、第5条及び第13条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員には適用しない。</p>

○職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号） 新旧対照表  
（第7条関係）

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>（4） （略）</u></p> <p><u>（5） （略）</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） （略）</u></p> <p><u>（4） （略）</u></p>
<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p><u>（3） 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p>	<p>（育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第8条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p>
<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p>	<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。）</p>
<p>（部分休業の承認）</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条に規定する正規の勤務時間（非常勤</p>	<p>（部分休業の承認）</p> <p>第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第7条に規定する正規の勤務時間（非常勤</p>

改正後	改正前
<p>職員（定年前提任短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>

○職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号） 新旧対照表  
 （第8条関係）

改正後	改正前
<p>（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特例</u>）</p> <p>第13条 特殊勤務手当の額が日額で定められ、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員の1日の勤務時間数が、職員の勤務時間、休日、休憩時間等に関する規則（平成2年藤井寺市規則第21号）第3条第1項及び第5条第1項の規定に基づき算出した勤務時間数に達しないこととなる場合における当該手当の額は、常勤の職員の手当の額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>	<p>（<u>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の特例</u>）</p> <p>第13条 特殊勤務手当の額が日額で定められ、かつ、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例</u>（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条の規定により採用された職員の1日の勤務時間数が、職員の勤務時間、休日、休憩時間等に関する規則（平成2年藤井寺市規則第21号）第3条第1項及び第5条第1項の規定に基づき算出した勤務時間数に達しないこととなる場合における当該手当の額は、常勤の職員の手当の額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>



○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表  
 （第9条関係）

改正後	改正前
<p>（職員の派遣）                      第2条 （略）                      2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員                      （2） （略）                      （3） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）                      （4） （略）  <u>（5） 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u>                      （6） （略）                      3 （略）</p>	<p>（職員の派遣）                      第2条 （略）                      2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。                      （1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）</u>                      （2） （略）                      （3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）                      （4） （略）                      （5） （略）                      3 （略）</p>

○藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤井寺市条例第10号） 新旧対照表  
 （第10条関係）

改正後	改正前
<p>（任命権者の報告事項）                      第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。                      （1）～（11） （略）</p>	<p>（任命権者の報告事項）                      第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。                      （1）～（11） （略）</p>



議案第 58 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第17号） 新旧対照表

改正後		改正前	
別表（第2条、第4条関係）		別表（第2条、第4条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円	保育所嘱託医師（歯科）	年額 75,900円
認定こども園医（内科）	年額 220,000円	小中学校医（内科）	日額 228,200円
認定こども園医（歯科）	年額 152,000円	(略)	
認定こども園薬剤師	年額 39,600円		
小中学校医（内科）	日額 228,200円		
(略)			

議案第 59 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後										改正前									
別表第1（第3条関係） 行政職給料表										別表第1（第3条関係） 行政職給料表									
職 員 の 区 分	職 務 の 等 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	職 員 の 区 分	職 務 の 等 級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	408,100	362,900	319,200	290,700	266,000	234,400	198,500	150,100	再 任 用 以 外 の 職 員	1	408,100	362,900	319,200	289,700	264,200	231,500	195,500	146,100
	2	410,500	365,500	321,400	292,900	267,700	236,000	200,300	151,200		2	410,500	365,500	321,400	291,900	266,000	233,100	197,300	147,200
	3	413,000	367,900	323,700	295,000	269,200	237,500	202,100	152,400		3	413,000	367,900	323,700	294,000	267,800	234,600	199,100	148,400
	4	415,400	370,500	325,900	297,000	271,000	239,000	203,900	153,500		4	415,400	370,500	325,900	296,000	269,900	236,200	200,900	149,500
	5	417,300	372,400	328,100	298,800	272,700	240,300	205,400	154,600		5	417,300	372,400	328,100	297,900	271,600	237,600	202,400	150,600
	6	419,600	374,900	330,100	300,800	274,500	241,900	207,200	155,700		6	419,600	374,900	330,100	300,000	273,400	239,300	204,200	151,700
	7	421,700	377,200	332,300	302,600	276,300	243,400	209,000	156,800		7	421,700	377,200	332,300	302,200	275,200	240,800	206,000	152,800
	8	423,900	379,700	334,500	304,200	278,300	244,900	210,800	157,900		8	423,900	379,700	334,500	304,200	277,200	242,400	207,800	153,900
	9	425,900	382,100	336,400	306,100	280,200	246,000	212,400	158,900		9	425,900	382,100	336,400	306,100	279,200	243,500	209,400	154,900
	10	428,000	384,800	338,600	308,400	282,200	247,500	214,200	160,300		10	428,000	384,800	338,600	308,400	281,200	245,000	211,200	156,300
	11	430,100	387,400	340,600	310,600	284,100	249,000	216,000	161,600		11	430,100	387,400	340,600	310,600	283,100	246,600	213,000	157,600
	12	432,200	390,100	342,800	312,900	286,000	250,300	217,800	162,900		12	432,200	390,100	342,800	312,900	285,000	247,900	214,800	158,900
	13	433,900	392,500	344,600	315,000	287,900	251,800	219,200	164,100		13	433,900	392,500	344,600	315,000	287,000	249,400	216,200	160,100
	14	435,700	394,800	346,600	317,100	289,700	253,000	221,000	165,600		14	435,700	394,800	346,600	317,100	288,900	250,800	218,000	161,600
	15	437,700	397,000	348,600	319,300	291,200	254,300	222,700	167,100		15	437,700	397,000	348,600	319,300	290,800	252,100	219,700	163,100
	16	439,700	399,400	350,600	321,400	292,600	255,500	224,500	168,700		16	439,700	399,400	350,600	321,400	292,600	253,500	221,500	164,700
	17	441,600	401,200	352,300	323,300	294,400	256,800	226,100	169,800		17	441,600	401,200	352,300	323,300	294,400	255,000	223,200	165,900
	18	443,400	403,200	354,300	325,300	296,400	258,200	227,800	171,200		18	443,400	403,200	354,300	325,300	296,400	256,500	224,900	167,400
	19	445,200	405,100	356,100	327,300	298,500	259,600	229,400	172,600		19	445,200	405,100	356,100	327,300	298,500	258,200	226,500	168,900
	20	446,900	406,900	358,000	329,300	300,500	261,100	230,900	174,000		20	446,900	406,900	358,000	329,300	300,500	260,000	228,100	170,400
	21	448,700	408,800	359,900	331,000	302,400	262,700	232,200	175,300		21	448,700	408,800	359,900	331,000	302,400	261,600	229,500	171,700
	22	450,200	410,600	361,800	333,100	304,500	264,400	233,800	177,800		22	450,200	410,600	361,800	333,100	304,500	263,300	231,200	174,400

23	451,600	412,400	363,800	335,100	306,500	266,000	235,400	180,300
24	453,100	414,300	365,700	337,200	308,600	267,600	236,900	182,800
25	454,500	416,100	367,700	338,600	310,300	269,400	237,900	185,200
26	455,800	417,600	369,600	340,500	312,400	271,200	239,400	186,900
27	457,100	419,100	371,600	342,400	314,400	272,900	240,700	188,500
28	458,300	420,700	373,600	344,300	316,400	274,600	241,900	190,200
29	459,300	422,300	375,100	345,900	318,100	276,200	243,100	191,700
30	460,000	423,600	376,900	347,800	320,100	277,900	244,100	193,400
31	460,800	424,900	378,700	349,700	322,200	279,700	245,100	195,200
32	461,500	426,100	380,300	351,500	324,300	281,200	246,100	196,900
33	462,200	427,300	382,100	353,400	325,500	282,400	247,200	198,500
34	463,000	428,600	383,500	355,200	327,500	284,100	248,100	199,900
35	463,700	429,900	385,000	357,000	329,400	285,700	249,000	201,400
36	464,300	431,100	386,600	358,700	331,500	287,400	250,000	202,900
37	464,800	432,300	388,000	360,100	333,400	289,000	250,900	204,200
38	465,400	433,100	389,200	361,400	335,300	290,700	252,200	205,500
39	466,000	433,900	390,400	362,800	337,300	292,500	253,400	206,700
40	466,600	434,700	391,500	364,200	339,200	294,300	254,700	208,000
41	467,100	435,300	392,600	365,500	341,100	295,800	256,000	209,300
42	467,600	436,000	393,800	366,400	343,000	297,500	257,400	210,600
43	468,000	436,700	395,000	367,500	344,800	299,000	258,600	211,900
44	468,300	437,400	396,100	368,600	346,700	300,600	259,800	213,200
45	468,600	438,200	396,800	369,400	348,200	302,200	260,900	214,300
46		439,000	397,500	370,300	349,600	303,900	262,100	215,600
47		439,400	398,200	371,200	351,100	305,500	263,400	216,900
48		440,100	398,900	372,100	352,600	307,200	264,500	218,200
49		440,600	399,500	373,000	354,200	308,100	265,600	219,200
50		441,000	400,100	373,800	355,000	309,600	266,600	220,300
51		441,400	400,600	374,600	356,200	311,100	267,800	221,300
52		441,800	401,000	375,400	357,200	312,700	268,900	222,300
53		442,200	401,400	376,100	358,100	314,300	269,900	223,300
54		442,600	401,700	376,800	359,200	315,900	270,900	224,200
55		443,000	402,000	377,500	360,100	317,500	272,000	225,100

23	451,600	412,400	363,800	335,100	306,500	264,900	232,800	177,000
24	453,100	414,300	365,700	337,200	308,600	266,500	234,400	179,600
25	454,500	416,100	367,700	338,600	310,300	268,400	235,400	182,200
26	455,800	417,600	369,600	340,500	312,400	270,200	236,900	183,900
27	457,100	419,100	371,600	342,400	314,400	271,900	238,300	185,500
28	458,300	420,700	373,600	344,300	316,400	273,600	239,500	187,200
29	459,300	422,300	375,100	345,900	318,100	275,300	240,700	188,700
30	460,000	423,600	376,900	347,800	320,100	277,000	241,900	190,400
31	460,800	424,900	378,700	349,700	322,200	278,800	242,900	192,200
32	461,500	426,100	380,300	351,500	324,300	280,300	244,100	193,900
33	462,200	427,300	382,100	353,400	325,500	281,800	245,400	195,500
34	463,000	428,600	383,500	355,200	327,500	283,700	246,400	196,900
35	463,700	429,900	385,000	357,000	329,400	285,500	247,600	198,400
36	464,300	431,100	386,600	358,700	331,500	287,400	248,900	199,900
37	464,800	432,300	388,000	360,100	333,400	289,000	249,800	201,200
38	465,400	433,100	389,200	361,400	335,300	290,700	251,100	202,500
39	466,000	433,900	390,400	362,800	337,300	292,500	252,300	203,700
40	466,600	434,700	391,500	364,200	339,200	294,300	253,600	205,000
41	467,100	435,300	392,600	365,500	341,100	295,800	255,000	206,300
42	467,600	436,000	393,800	366,400	343,000	297,500	256,400	207,600
43	468,000	436,700	395,000	367,500	344,800	299,000	257,600	208,900
44	468,300	437,400	396,100	368,600	346,700	300,600	258,800	210,200
45	468,600	438,200	396,800	369,400	348,200	302,200	260,000	211,300
46		439,000	397,500	370,300	349,600	303,900	261,200	212,600
47		439,400	398,200	371,200	351,100	305,500	262,500	213,900
48		440,100	398,900	372,100	352,600	307,200	263,600	215,200
49		440,600	399,500	373,000	354,200	308,100	264,700	216,300
50		441,000	400,100	373,800	355,000	309,600	265,800	217,400
51		441,400	400,600	374,600	356,200	311,100	267,100	218,400
52		441,800	401,000	375,400	357,200	312,700	268,400	219,500
53		442,200	401,400	376,100	358,100	314,300	269,400	220,600
54		442,600	401,700	376,800	359,200	315,900	270,500	221,600
55		443,000	402,000	377,500	360,100	317,500	271,800	222,500

56	443,300	402,300	378,200	361,200	319,000	273,100	226,000	56	443,300	402,300	378,200	361,200	319,000	273,100	223,500
57	443,600	402,600	378,700	362,100	320,500	274,000	226,300	57	443,600	402,600	378,700	362,100	320,500	274,000	223,800
58	444,000	402,900	379,300	362,800	321,700	275,000	227,100	58	444,000	402,900	379,300	362,800	321,700	275,000	224,600
59	444,300	403,200	379,900	363,500	322,900	275,900	227,800	59	444,300	403,200	379,900	363,500	322,900	275,900	225,400
60	444,600	403,500	380,600	364,200	324,100	277,000	228,500	60	444,600	403,500	380,600	364,200	324,100	277,000	226,100
61	444,900	403,800	381,000	364,600	324,800	278,100	229,200	61	444,900	403,800	381,000	364,600	324,800	278,100	226,800
62		404,100	381,700	365,200	325,700	279,100	230,000	62		404,100	381,700	365,200	325,700	279,100	227,800
63		404,400	382,300	365,900	326,500	280,000	230,700	63		404,400	382,300	365,900	326,500	280,000	228,600
64		404,700	382,900	366,600	327,300	281,000	231,300	64		404,700	382,900	366,600	327,300	281,000	229,400
65		405,000	383,300	366,900	328,200	281,500	231,900	65		405,000	383,300	366,900	328,200	281,500	230,100
66		405,300	383,900	367,600	328,600	282,400	232,500	66		405,300	383,900	367,600	328,600	282,400	230,800
67		405,600	384,500	368,300	329,300	283,100	233,100	67		405,600	384,500	368,300	329,300	283,100	231,700
68		405,900	385,100	369,000	330,100	284,000	233,800	68		405,900	385,100	369,000	330,100	284,000	232,700
69		406,100	385,500	369,300	330,900	285,000	234,500	69		406,100	385,500	369,300	330,900	285,000	233,400
70		406,400	386,000	369,900	331,600	285,800	235,100	70		406,400	386,000	369,900	331,600	285,800	234,000
71		406,700	386,500	370,600	332,300	286,600	235,600	71		406,700	386,500	370,600	332,300	286,600	234,500
72		407,000	387,100	371,200	333,000	287,400	236,300	72		407,000	387,100	371,200	333,000	287,400	235,200
73		407,200	387,400	371,500	333,500	288,200	237,000	73		407,200	387,400	371,500	333,500	288,200	236,000
74		407,500	387,800	372,100	334,100	288,700	237,600	74		407,500	387,800	372,100	334,100	288,700	236,600
75		407,800	388,200	372,800	334,600	289,100	238,200	75		407,800	388,200	372,800	334,600	289,100	237,200
76		408,000	388,600	373,400	335,200	289,600	238,700	76		408,000	388,600	373,400	335,200	289,600	237,700
77		408,200	388,900	373,800	335,500	289,800	239,300	77		408,200	388,900	373,800	335,500	289,800	238,400
78		408,500	389,200	374,300	336,000	290,100	240,000	78		408,500	389,200	374,300	336,000	290,100	239,100
79		408,800	389,500	374,900	336,400	290,300	240,700	79		408,800	389,500	374,900	336,400	290,300	239,800
80		409,000	389,800	375,400	336,900	290,700	241,200	80		409,000	389,800	375,400	336,900	290,700	240,300
81		409,200	390,000	375,900	337,300	290,900	241,700	81		409,200	390,000	375,900	337,300	290,900	240,800
82		409,500	390,300	376,500	337,800	291,100	242,300	82		409,500	390,300	376,500	337,800	291,100	241,500
83		409,800	390,600	377,000	338,300	291,500	242,900	83		409,800	390,600	377,000	338,300	291,500	242,200
84		410,000	390,800	377,300	338,800	291,800	243,400	84		410,000	390,800	377,300	338,800	291,800	242,900
85		410,200	391,000	377,700	339,100	292,100	243,900	85		410,200	391,000	377,700	339,100	292,100	243,500
86			391,300	378,200	339,500	292,400	244,500	86			391,300	378,200	339,500	292,400	244,200
87			391,600	378,600	340,000	292,700	245,100	87			391,600	378,600	340,000	292,700	244,900
88			391,800	379,000	340,400	293,100	245,600	88			391,800	379,000	340,400	293,100	245,600



89	392,000	379,400	340,700	293,400	246,100	89	392,000	379,400	340,700	293,400	246,100
90	392,300	379,900	341,100	293,800	246,600	90	392,300	379,900	341,100	293,800	246,600
91	392,600	380,300	341,600	294,100	246,900	91	392,600	380,300	341,600	294,100	246,900
92	392,800	380,700	342,000	294,500	247,300	92	392,800	380,700	342,000	294,500	247,300
93	393,000	381,000	342,200	294,700	247,600	93	393,000	381,000	342,200	294,700	247,600
94			342,600	294,900		94			342,600	294,900	
95			343,100	295,200		95			343,100	295,200	
96			343,500	295,600		96			343,500	295,600	
97			343,700	295,800		97			343,700	295,800	
98			344,100	296,100		98			344,100	296,100	
99			344,500	296,500		99			344,500	296,500	
100			344,800	296,900		100			344,800	296,900	
101			345,100	297,100		101			345,100	297,100	
102			345,500	297,400		102			345,500	297,400	
103			345,900	297,800		103			345,900	297,800	
104			346,300	298,100		104			346,300	298,100	
105			346,800	298,300		105			346,800	298,300	
106			347,200	298,600		106			347,200	298,600	
107			347,600	299,000		107			347,600	299,000	
108			348,000	299,300		108			348,000	299,300	
109			348,500	299,500		109			348,500	299,500	
110			348,900	299,900		110			348,900	299,900	
111			349,200	300,300		111			349,200	300,300	
112			349,500	300,600		112			349,500	300,600	
113			350,000	300,800		113			350,000	300,800	
114				301,000		114				301,000	
115				301,300		115				301,300	
116				301,700		116				301,700	
117				301,900		117				301,900	
118				302,100		118				302,100	
119				302,400		119				302,400	
120				302,700		120				302,700	
121				303,100		121				303,100	

	122						303,300		
	123						303,600		
	124						303,900		
	125						304,200		
再任用職員		389,900	356,800	315,100	289,700	274,600	255,200	215,200	187,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

	122						303,300		
	123						303,600		
	124						303,900		
	125						304,200		
再任用職員		389,900	356,800	315,100	289,700	274,600	255,200	215,200	187,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表（1）					別表第2（第3条関係） 医療職給料表 ア 医療職給料表（1）				
職員 の 区 分	職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	職員 の 区 分	職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級
		給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	号給				再	号給			
	1	471,700	400,400	253,600	任	1	471,700	399,000	249,800
	2	474,000	403,300	256,100	用	2	474,000	401,900	252,300
	3	476,200	405,900	258,600	以	3	476,200	404,500	254,800
	4	478,500	408,600	261,100	外	4	478,500	407,200	257,300
	5	480,700	411,000	263,300	の	5	480,700	409,800	259,500
	6	482,900	413,300	267,100	職	6	482,900	412,200	263,300
	7	485,100	415,400	270,900	員	7	485,100	414,900	267,100
	8	487,300	417,300	274,700		8	487,300	417,300	270,900
	9	489,300	419,500	278,300		9	489,300	419,500	274,500
	10	491,400	422,200	282,300		10	491,400	422,200	278,500
	11	493,500	424,800	286,300		11	493,500	424,800	282,500
	12	495,600	427,500	290,300		12	495,600	427,500	286,500
	13	497,700	429,900	294,000		13	497,700	429,900	290,300
	14	499,800	432,400	298,000		14	499,800	432,400	294,300
	15	501,900	434,800	301,900		15	501,900	434,800	298,200
	16	504,000	437,300	305,700		16	504,000	437,300	302,100
	17	506,100	439,300	309,300		17	506,100	439,300	305,800
	18	508,100	441,700	312,800		18	508,100	441,700	309,400
	19	510,100	444,000	316,300		19	510,100	444,000	312,900
20	512,100	446,400	319,800		20	512,100	446,400	316,500	

21	513,900	447,900	323,400
22	515,700	450,300	327,100
23	517,600	452,600	330,500
24	519,500	454,900	333,800
25	521,200	456,900	337,300
26	523,000	459,200	339,800
27	524,800	461,400	342,400
28	526,600	463,700	344,700
29	528,200	465,800	349,800
30	530,000	468,100	352,800
31	531,800	470,400	355,900
32	533,600	472,600	358,700
33	535,200	474,600	361,100
34	537,000	476,700	363,700
35	538,700	478,800	366,400
36	540,500	480,900	369,200
37	542,100	483,000	372,100
38	543,700	484,800	375,600
39	545,100	486,600	378,600
40	546,700	488,400	382,200
41	548,200	490,100	385,600
42	549,600	491,900	388,300
43	551,000	493,700	390,800
44	552,300	495,500	393,400
45	553,500	497,100	396,100
46	554,500	498,800	398,300
47	555,500	500,600	400,200
48	556,500	502,400	401,800
49	557,500	504,000	403,800
50	558,400	505,300	406,100
51	559,300	506,600	408,300
52	560,200	507,900	410,600
53	561,000	508,900	412,900

21	513,900	447,900	320,100
22	515,700	450,300	323,800
23	517,600	452,600	327,300
24	519,500	454,900	330,600
25	521,200	456,900	334,100
26	523,000	459,200	336,800
27	524,800	461,400	339,400
28	526,600	463,700	342,000
29	528,200	465,800	346,500
30	530,000	468,100	349,700
31	531,800	470,400	352,800
32	533,600	472,600	355,900
33	535,200	474,600	358,700
34	537,000	476,700	361,400
35	538,700	478,800	364,500
36	540,500	480,900	367,700
37	542,100	483,000	370,600
38	543,700	484,800	374,100
39	545,100	486,600	377,100
40	546,700	488,400	380,700
41	548,200	490,100	384,300
42	549,600	491,900	387,000
43	551,000	493,700	389,500
44	552,300	495,500	392,100
45	553,500	497,100	394,900
46	554,500	498,800	397,200
47	555,500	500,600	399,700
48	556,500	502,400	401,800
49	557,500	504,000	403,800
50	558,400	505,300	406,100
51	559,300	506,600	408,300
52	560,200	507,900	410,600
53	561,000	508,900	412,900

54	561,900	510,200	415,000
55	562,800	511,500	417,000
56	563,700	512,800	419,100
57	564,600	513,800	421,000
58	565,500	514,600	422,800
59	566,400	515,400	424,600
60	567,100	516,200	426,600
61	568,000	517,100	428,500
62	568,900	517,900	430,500
63	569,800	518,800	432,400
64	570,700	519,600	434,400
65	571,600	520,500	436,200
66		521,400	438,000
67		522,100	439,700
68		523,000	441,500
69		523,900	443,300
70		524,700	445,100
71		525,600	446,900
72		526,500	448,600
73		527,300	450,400
74		528,200	452,100
75		529,100	453,900
76		529,800	455,700
77		530,600	457,600
78		531,500	458,800
79		532,400	460,000
80		533,300	461,200
81		534,100	462,400
82		535,000	463,400
83		535,900	464,400
84		536,800	465,400
85		537,600	466,200
86		538,500	466,900

54	561,900	510,200	415,000
55	562,800	511,500	417,000
56	563,700	512,800	419,100
57	564,600	513,800	421,000
58	565,500	514,600	422,800
59	566,400	515,400	424,600
60	567,100	516,200	426,600
61	568,000	517,100	428,500
62	568,900	517,900	430,500
63	569,800	518,800	432,400
64	570,700	519,600	434,400
65	571,600	520,500	436,200
66		521,400	438,000
67		522,100	439,700
68		523,000	441,500
69		523,900	443,300
70		524,700	445,100
71		525,600	446,900
72		526,500	448,600
73		527,300	450,400
74		528,200	452,100
75		529,100	453,900
76		529,800	455,700
77		530,600	457,600
78		531,500	458,800
79		532,400	460,000
80		533,300	461,200
81		534,100	462,400
82		535,000	463,400
83		535,900	464,400
84		536,800	465,400
85		537,600	466,200
86		538,500	466,900

87	539,400	467,600
88	540,300	468,300
89	541,100	469,000
90		469,700
91		470,400
92		471,000
93		471,300
94		472,000
95		472,700
96		473,400
97		473,800
98		474,400
99		475,100
100		475,800
101		476,200
102		476,800
103		477,400
104		477,900
105		478,500
106		479,000
107		479,500
108		480,000
109		480,400
110		481,000
111		481,400
112		481,900
113		482,400
114		483,000
115		483,600
116		484,000
117		484,500
118		485,100
119		485,700

87	539,400	467,600
88	540,300	468,300
89	541,100	469,000
90		469,700
91		470,400
92		471,000
93		471,300
94		472,000
95		472,700
96		473,400
97		473,800
98		474,400
99		475,100
100		475,800
101		476,200
102		476,800
103		477,400
104		477,900
105		478,500
106		479,000
107		479,500
108		480,000
109		480,400
110		481,000
111		481,400
112		481,900
113		482,400
114		483,000
115		483,600
116		484,000
117		484,500
118		485,100
119		485,700

	120			486,300
	121			486,800
再任用職員		466,000	393,000	338,600

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

	120			486,300
	121			486,800
再任用職員		466,000	393,000	338,600

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

改正後						改正前					
イ 医療職給料表（２）						イ 医療職給料表（２）					
職員の区分	職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	職員の区分	職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	号給					号給					
	1	327,000	270,200	226,800	160,500	1	327,000	269,100	223,600	156,400	
	2	329,000	271,900	228,400	162,300	2	329,000	270,800	225,200	158,200	
	3	331,200	273,600	230,000	164,000	3	331,200	272,500	226,800	159,900	
	4	333,400	275,300	231,600	165,600	4	333,400	274,200	228,400	161,500	
	5	335,200	277,000	233,000	167,200	5	335,200	276,000	229,800	163,100	
	6	337,400	278,700	234,600	168,900	6	337,400	277,700	231,400	164,800	
	7	339,400	280,400	236,100	170,500	7	339,400	279,400	232,900	166,400	
	8	341,600	282,000	237,700	172,300	8	341,600	281,000	234,500	168,200	
	9	343,400	283,700	238,600	173,700	9	343,400	282,800	235,600	169,700	
	10	345,500	285,400	240,000	175,500	10	345,500	284,500	237,100	171,600	
	11	347,600	287,200	241,400	177,400	11	347,600	286,300	238,500	173,600	
	12	349,700	288,800	242,500	179,200	12	349,700	287,900	239,700	175,500	
	13	351,200	290,200	244,000	181,100	13	351,200	289,600	241,300	177,400	
	14	353,200	291,800	245,300	182,600	14	353,200	291,400	242,700	179,200	
	15	355,100	293,400	246,500	184,400	15	355,100	293,200	243,900	181,000	
	16	357,100	295,100	247,800	186,200	16	357,100	295,100	245,300	182,900	
	17	358,900	296,800	248,600	191,500	17	358,900	296,800	246,100	188,400	
	18	360,900	298,500	249,800	193,100	18	360,900	298,500	247,300	190,000	
	19	362,900	300,300	250,900	194,700	19	362,900	300,300	248,500	191,600	
	20	364,900	302,100	252,000	196,300	20	364,900	302,100	249,600	193,200	
21	366,700	303,400	253,400	197,800	21	366,700	303,400	251,000	194,700		



22	368,700	305,100	254,200	199,300
23	370,800	306,600	255,100	200,900
24	372,900	308,200	256,000	202,400
25	374,300	309,900	257,000	204,000
26	376,100	311,600	258,100	205,700
27	377,900	313,200	259,200	207,300
28	379,600	314,900	260,400	209,000
29	381,400	315,800	261,800	210,400
30	382,900	317,200	263,400	212,000
31	384,500	318,700	265,000	213,600
32	386,200	320,300	266,500	215,200
33	387,500	321,700	267,800	216,600
34	388,800	323,000	269,500	218,200
35	390,100	324,200	271,100	219,900
36	391,300	325,500	272,700	221,600
37	392,400	326,600	274,100	222,900
38	393,600	327,600	275,600	224,400
39	394,700	328,700	277,200	225,800
40	395,800	329,700	278,600	227,300
41	396,600	335,800	279,800	228,500
42	397,400	337,600	281,200	229,900
43	398,200	339,300	282,700	231,200
44	399,000	341,100	284,200	232,400
45	399,400	342,800	285,700	233,600
46	400,000	344,600	287,400	234,900
47	400,500	346,500	289,100	236,400
48	400,900	348,300	290,700	237,700
49	401,300	350,100	291,900	238,700
50	401,600	351,800	293,500	240,000
51	401,900	353,400	294,800	240,900
52	402,200	355,100	296,400	242,100
53	402,500	356,300	297,700	243,400
54	402,800	357,400	299,200	244,500

22	368,700	305,100	251,900	196,200
23	370,800	306,600	252,900	197,800
24	372,900	308,200	254,000	199,300
25	374,300	309,900	255,200	200,900
26	376,100	311,600	256,400	202,600
27	377,900	313,200	257,800	204,200
28	379,600	314,900	259,300	205,900
29	381,400	315,800	260,700	207,300
30	382,900	317,200	262,300	208,900
31	384,500	318,700	263,900	210,500
32	386,200	320,300	265,400	212,100
33	387,500	321,700	266,800	213,500
34	388,800	323,000	268,500	215,100
35	390,100	324,200	270,100	216,800
36	391,300	325,500	271,700	218,500
37	392,400	326,600	273,200	219,800
38	393,600	327,600	274,700	221,300
39	394,700	328,700	276,300	222,700
40	395,800	329,700	277,700	224,200
41	396,600	335,800	279,200	225,600
42	397,400	337,600	280,800	227,000
43	398,200	339,300	282,500	228,300
44	399,000	341,100	284,200	229,600
45	399,400	342,800	285,700	230,900
46	400,000	344,600	287,400	232,300
47	400,500	346,500	289,100	233,800
48	400,900	348,300	290,700	235,200
49	401,300	350,100	291,900	236,200
50	401,600	351,800	293,500	237,500
51	401,900	353,400	294,800	238,500
52	402,200	355,100	296,400	239,700
53	402,500	356,300	297,700	241,000
54	402,800	357,400	299,200	242,300

55	403,100	358,600	300,600	245,600
56	403,400	359,800	302,100	246,700
57	403,700	361,000	303,100	247,800
58	404,000	361,800	304,300	248,700
59	404,300	363,000	305,500	249,600
60	404,700	364,100	306,900	250,400
61	404,900	365,100	308,200	251,500
62	405,200	366,100	309,400	252,800
63	405,500	367,100	310,700	254,100
64	405,800	368,100	311,900	255,300
65	406,000	368,900	313,300	256,800
66		369,700	314,100	258,200
67		370,600	314,900	259,400
68		371,500	315,700	260,600
69		372,000	316,300	261,600
70		372,800	317,000	262,900
71		373,600	317,700	264,200
72		374,400	318,300	265,300
73		374,800	319,000	266,100
74		375,500	319,200	267,300
75		376,200	319,800	268,500
76		376,900	320,400	269,600
77		377,300	321,000	270,500
78		377,900	321,500	271,600
79		378,600	322,000	272,700
80		379,200	344,200	273,800
81		379,600	344,500	274,600
82		380,100	344,800	275,700
83		380,600	345,200	276,600
84		381,100	345,500	277,700
85		381,700	346,000	278,700
86		382,200	346,300	279,700
87		382,800	346,600	280,800

55	403,100	358,600	300,600	243,400
56	403,400	359,800	302,100	244,700
57	403,700	361,000	303,100	246,000
58	404,000	361,800	304,300	247,000
59	404,300	363,000	305,500	248,200
60	404,700	364,100	306,900	249,300
61	404,900	365,100	308,200	250,400
62	405,200	366,100	309,400	251,700
63	405,500	367,100	310,700	253,000
64	405,800	368,100	311,900	254,200
65	406,000	368,900	313,300	255,800
66		369,700	314,100	257,200
67		370,600	314,900	258,400
68		371,500	315,700	259,600
69		372,000	316,300	260,700
70		372,800	317,000	262,000
71		373,600	317,700	263,300
72		374,400	318,300	264,400
73		374,800	319,000	265,200
74		375,500	319,200	266,500
75		376,200	319,800	267,800
76		376,900	320,400	269,100
77		377,300	321,000	270,000
78		377,900	321,500	271,200
79		378,600	322,000	272,500
80		379,200	344,200	273,800
81		379,600	344,500	274,600
82		380,100	344,800	275,700
83		380,600	345,200	276,600
84		381,100	345,500	277,700
85		381,700	346,000	278,700
86		382,200	346,300	279,700
87		382,800	346,600	280,800

88	383,400	346,900	281,900
89	383,900	347,300	282,500
90	384,400	347,600	283,200
91	384,900	348,000	283,700
92	385,400	348,300	284,500
93	385,700	348,700	285,300
94	386,200	349,000	285,900
95	386,600	349,300	286,500
96	387,000	349,600	287,100
97	387,400	349,900	287,800
98		350,300	288,300
99		350,700	288,700
100		351,100	289,100
101		351,600	289,300
102		352,000	289,500
103		352,400	289,700
104		352,800	289,900
105		353,300	290,300
106			290,500
107			290,700
108			290,900
109			291,300
110			291,500
111			291,700
112			292,000
113			292,400
114			292,700
115			292,900
116			293,200
117			293,500
118			293,700
119			293,900
120			294,200

88	383,400	346,900	281,900
89	383,900	347,300	282,500
90	384,400	347,600	283,200
91	384,900	348,000	283,700
92	385,400	348,300	284,500
93	385,700	348,700	285,300
94	386,200	349,000	285,900
95	386,600	349,300	286,500
96	387,000	349,600	287,100
97	387,400	349,900	287,800
98		350,300	288,300
99		350,700	288,700
100		351,100	289,100
101		351,600	289,300
102		352,000	289,500
103		352,400	289,700
104		352,800	289,900
105		353,300	290,300
106			290,500
107			290,700
108			290,900
109			291,300
110			291,500
111			291,700
112			292,000
113			292,400
114			292,700
115			292,900
116			293,200
117			293,500
118			293,700
119			293,900
120			294,200

	121				294,500
再任用職員		322,800	282,100	256,900	215,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則で定めるものに適用する。

	121				294,500
再任用職員		322,800	282,100	256,900	215,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

改正後						改正前					
ウ 医療職給料表（3）						ウ 医療職給料表（3）					
職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	職員の区分	職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	号給					号給					
	1	330,100	288,400	243,600	169,900	1	330,100	287,100	240,200	165,300	
	2	332,200	290,000	245,400	171,300	2	332,200	288,800	242,000	166,700	
	3	334,200	291,600	247,200	172,800	3	334,200	290,400	243,800	168,200	
	4	336,400	293,400	249,000	174,200	4	336,400	292,200	245,600	169,600	
	5	338,400	295,000	250,400	175,600	5	338,400	293,900	247,000	171,000	
	6	340,500	296,800	251,700	177,100	6	340,500	295,700	248,300	172,500	
	7	342,600	298,500	252,800	178,600	7	342,600	297,400	249,400	174,000	
	8	344,700	300,200	254,100	180,100	8	344,700	299,100	250,700	175,500	
	9	346,200	301,900	254,900	181,300	9	346,200	301,000	251,700	176,700	
	10	348,200	303,500	255,800	183,000	10	348,200	302,700	252,700	178,400	
	11	350,100	304,800	256,700	184,600	11	350,100	304,400	253,600	180,000	
	12	352,100	306,100	257,500	186,100	12	352,100	306,100	254,500	181,500	
	13	354,000	307,600	258,600	187,500	13	354,000	307,600	255,700	182,900	
	14	356,100	309,200	259,600	189,500	14	356,100	309,200	256,800	184,900	
	15	358,200	311,000	260,400	191,500	15	358,200	311,000	257,600	186,900	
	16	360,200	312,800	261,300	193,500	16	360,200	312,800	258,600	188,900	
	17	362,200	314,500	261,800	197,000	17	362,200	314,500	259,100	192,400	
	18	364,200	316,100	262,700	198,900	18	364,200	316,100	260,000	194,500	
	19	366,300	317,800	263,500	200,900	19	366,300	317,800	261,000	196,600	
	20	368,400	319,500	264,300	202,800	20	368,400	319,500	261,800	198,600	
21	370,100	320,900	265,200	204,900	21	370,100	320,900	262,700	200,700		

22	372,200	322,400	265,900	206,900
23	374,300	323,900	266,800	209,100
24	376,300	325,400	267,600	211,200
25	378,300	326,800	268,600	213,200
26	379,900	328,200	269,400	214,600
27	381,800	329,700	270,300	216,000
28	383,700	331,300	271,300	217,200
29	385,500	332,400	272,500	218,600
30	387,200	333,900	273,700	220,000
31	389,100	335,300	275,200	221,500
32	390,900	336,800	276,500	222,700
33	392,600	338,400	278,000	224,100
34	394,300	339,900	279,400	225,600
35	396,100	341,500	280,600	227,100
36	397,800	343,000	281,800	228,600
37	399,400	344,700	283,300	229,700
38	401,100	346,300	284,500	231,400
39	402,900	347,800	285,900	233,100
40	404,700	349,400	287,100	234,700
41	406,200	350,600	288,100	236,000
42	407,700	352,100	289,400	237,700
43	409,200	353,600	290,700	239,400
44	410,500	355,000	292,100	241,100
45	411,600	356,600	293,400	242,700
46	412,700	357,600	294,800	244,100
47	413,800	359,100	296,300	245,400
48	415,000	360,400	297,800	246,500
49	416,300	361,800	298,900	247,500
50	417,400	363,200	300,200	248,600
51	418,600	364,500	301,400	249,500
52	419,700	365,900	302,800	250,500
53	420,900	367,400	304,200	251,200
54	421,900	368,600	305,500	252,200

22	372,200	322,400	263,600	203,000
23	374,300	323,900	264,500	205,300
24	376,300	325,400	265,500	207,500
25	378,300	326,800	266,700	209,800
26	379,900	328,200	267,600	211,200
27	381,800	329,700	268,800	212,600
28	383,700	331,300	270,000	213,800
29	385,500	332,400	271,200	215,200
30	387,200	333,900	272,600	216,600
31	389,100	335,300	274,100	218,100
32	390,900	336,800	275,400	219,300
33	392,600	338,400	277,000	220,700
34	394,300	339,900	278,400	222,200
35	396,100	341,500	279,600	223,700
36	397,800	343,000	280,800	225,200
37	399,400	344,700	282,400	226,300
38	401,100	346,300	283,600	228,000
39	402,900	347,800	285,000	229,700
40	404,700	349,400	286,200	231,400
41	406,200	350,600	287,500	232,700
42	407,700	352,100	289,000	234,400
43	409,200	353,600	290,500	236,100
44	410,500	355,000	292,100	237,800
45	411,600	356,600	293,400	239,400
46	412,700	357,600	294,800	240,800
47	413,800	359,100	296,300	242,100
48	415,000	360,400	297,800	243,200
49	416,300	361,800	298,900	244,400
50	417,400	363,200	300,200	245,500
51	418,600	364,500	301,400	246,400
52	419,700	365,900	302,800	247,500
53	420,900	367,400	304,200	248,400
54	421,900	368,600	305,500	249,500

55	423,000	369,700	306,900	253,100
56	424,100	370,900	308,300	254,100
57	425,200	372,000	309,100	254,500
58	425,700	372,900	310,300	255,400
59	426,300	373,900	311,500	256,200
60	426,700	374,900	312,900	256,900
61	427,300	375,500	314,000	257,700
62	427,800	376,300	315,300	258,400
63	428,200	377,100	316,600	259,300
64	428,700	377,900	317,800	260,100
65	429,300	378,600	319,100	260,900
66	429,700	379,300	320,400	261,800
67	430,000	380,100	321,700	262,700
68	430,300	380,800	323,000	263,700
69	430,700	381,400	323,700	264,800
70		382,000	324,800	266,000
71		382,700	325,900	267,300
72		383,300	326,800	268,600
73		384,000	328,100	270,000
74		384,500	328,800	271,500
75		385,100	329,900	272,900
76		385,600	331,100	274,300
77		386,000	332,200	275,600
78		386,600	333,400	276,900
79		387,100	334,500	278,300
80		387,400	335,700	279,400
81		387,700	336,800	280,500
82		388,200	337,900	281,800
83		388,600	338,900	283,100
84		388,900	340,000	284,400
85		389,200	340,900	285,500
86		389,700	341,900	287,000
87		390,200	342,800	288,500

55	423,000	369,700	306,900	250,400
56	424,100	370,900	308,300	251,500
57	425,200	372,000	309,100	251,900
58	425,700	372,900	310,300	252,800
59	426,300	373,900	311,500	253,700
60	426,700	374,900	312,900	254,400
61	427,300	375,500	314,000	255,200
62	427,800	376,300	315,300	256,100
63	428,200	377,100	316,600	257,000
64	428,700	377,900	317,800	258,000
65	429,300	378,600	319,100	259,000
66	429,700	379,300	320,400	260,000
67	430,000	380,100	321,700	261,200
68	430,300	380,800	323,000	262,400
69	430,700	381,400	323,700	263,500
70		382,000	324,800	264,900
71		382,700	325,900	266,200
72		383,300	326,800	267,500
73		384,000	328,100	269,000
74		384,500	328,800	270,500
75		385,100	329,900	271,900
76		385,600	331,100	273,300
77		386,000	332,200	274,700
78		386,600	333,400	276,000
79		387,100	334,500	277,400
80		387,400	335,700	278,500
81		387,700	336,800	279,900
82		388,200	337,900	281,400
83		388,600	338,900	282,900
84		388,900	340,000	284,400
85		389,200	340,900	285,500
86		389,700	341,900	287,000
87		390,200	342,800	288,500

88	390,600	343,800	289,900
89	390,900	344,800	290,900
90	391,300	345,600	292,300
91	391,800	346,400	293,500
92	392,200	347,200	294,800
93	392,600	347,800	296,200
94		348,400	297,500
95		349,100	298,700
96		349,700	300,000
97		350,100	300,500
98		350,500	301,700
99		351,000	302,800
100		351,400	304,000
101		351,900	305,100
102		352,300	306,300
103		352,800	307,500
104		353,200	308,600
105		353,500	309,900
106		354,000	311,100
107		354,400	312,300
108		354,700	313,500
109		355,200	314,300
110		355,700	315,000
111		356,200	315,700
112		356,700	316,300
113		357,200	317,000
114		357,700	317,300
115		358,200	317,900
116		358,600	318,600
117		359,000	319,000
118		359,400	319,600
119		359,900	320,200
120		360,400	320,800

88	390,600	343,800	289,900
89	390,900	344,800	290,900
90	391,300	345,600	292,300
91	391,800	346,400	293,500
92	392,200	347,200	294,800
93	392,600	347,800	296,200
94		348,400	297,500
95		349,100	298,700
96		349,700	300,000
97		350,100	300,500
98		350,500	301,700
99		351,000	302,800
100		351,400	304,000
101		351,900	305,100
102		352,300	306,300
103		352,800	307,500
104		353,200	308,600
105		353,500	309,900
106		354,000	311,100
107		354,400	312,300
108		354,700	313,500
109		355,200	314,300
110		355,700	315,000
111		356,200	315,700
112		356,700	316,300
113		357,200	317,000
114		357,700	317,300
115		358,200	317,900
116		358,600	318,600
117		359,000	319,000
118		359,400	319,600
119		359,900	320,200
120		360,400	320,800



121	360,800	321,200
122	361,300	321,700
123	361,800	322,200
124	362,300	322,700
125	362,600	323,100
126		323,500
127		323,800
128		324,100
129		324,500
130		324,900
131		325,300
132		325,600
133		325,800
134		326,100
135		326,500
136		326,700
137		326,900
138		327,200
139		327,500
140		327,800
141		328,000
142		328,300
143		328,700
144		328,900
145		329,100
146		329,300
147		329,700
148		329,900
149		330,200
150		330,600
151		331,000
152		331,400
153		331,700

121	360,800	321,200
122	361,300	321,700
123	361,800	322,200
124	362,300	322,700
125	362,600	323,100
126		323,500
127		323,800
128		324,100
129		324,500
130		324,900
131		325,300
132		325,600
133		325,800
134		326,100
135		326,500
136		326,700
137		326,900
138		327,200
139		327,500
140		327,800
141		328,000
142		328,300
143		328,700
144		328,900
145		329,100
146		329,300
147		329,700
148		329,900
149		330,200
150		330,600
151		331,000
152		331,400
153		331,700

再 任 用 職 員		326,200	289,100	262,600	255,400
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

再 任 用 職 員		326,200	289,100	262,600	255,400
-----------------------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（勤勉手当）                      第25条（略）                      2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>（勤勉手当）                      第25条（略）                      2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。</p> <p>（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表  
 （第3条関係）

改正後		改正前	
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法第15条に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法第15条に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額（円）	号給	給料月額（円）
1	376,000	1	375,000
2	422,000	2	422,000
3	472,000	3	472,000
4	533,000	4	533,000
5	608,000	5	608,000
2～5（略）		2～5（略）	
（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等） 第8条（略）		（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等） 第8条（略）	

改正後	改正前
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表  
 （第4条関係）

改正後	改正前
<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>	<p>（特定任期付職員についての給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2、第23条の2、第24条第2項及び第26条の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員（第28条に規定する職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料月額」と、給与条例第23条の2中「第13条第1項に規定する職にある職員（第20条にあっては、規則で定める職員を除く。）」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第26条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」とする。</p>

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表  
 （第5条関係）

改正後			改正前				
別表第1（第3条関係） 行政職給料表			別表第1（第3条関係） 行政職給料表				
号給	職務の等級	1 等級	2 等級	号給	職務の等級	1 等級	2 等級
		給料月額	給料月額			給料月額	給料月額
1		150,100	198,500	1		146,100	195,500
2		151,200	200,300	2		147,200	197,300
3		152,400	202,100	3		148,400	199,100
4		153,500	203,900	4		149,500	200,900
5		154,600	205,400	5		150,600	202,400
6		155,700	207,200	6		151,700	204,200
7		156,800	209,000	7		152,800	206,000
8		157,900	210,800	8		153,900	207,800
9		158,900	212,400	9		154,900	209,400
10		160,300	214,200	10		156,300	211,200
11		161,600	216,000	11		157,600	213,000
12		162,900	217,800	12		158,900	214,800
13		164,100	219,200	13		160,100	216,200
14		165,600	221,000	14		161,600	218,000

改正後			改正前		
15	167,100	222,700	15	163,100	219,700
16	168,700	224,500	16	164,700	221,500
17	169,800	226,100	17	165,900	223,200
18	171,200	227,800	18	167,400	224,900
19	172,600	229,400	19	168,900	226,500
20	174,000	230,900	20	170,400	228,100
21	175,300	232,200	21	171,700	229,500
22	177,800	233,800	22	174,400	231,200
23	180,300	235,400	23	177,000	232,800
24	182,800	236,900	24	179,600	234,400
25	185,200	237,900	25	182,200	235,400
26	186,900	239,400	26	183,900	236,900
27	188,500	240,700	27	185,500	238,300
28	190,200	241,900	28	187,200	239,500
29	191,700	243,100	29	188,700	240,700
30	193,400	244,100	30	190,400	241,900
31	195,200	245,100	31	192,200	242,900
32	196,900	246,100	32	193,900	244,100



改正後			改正前		
33	198,500	247,200	33	195,500	245,400
34	199,900	248,100	34	196,900	246,400
35	201,400	249,000	35	198,400	247,600
36	202,900	250,000	36	199,900	248,900
37	204,200	250,900	37	201,200	249,800
38	205,500	252,200	38	202,500	251,100
39	206,700	253,400	39	203,700	252,300
40	208,000	254,700	40	205,000	253,600
41	209,300	256,000	41	206,300	255,000
42	210,600	257,400	42	207,600	256,400
43	211,900	258,600	43	208,900	257,600
44	213,200	259,800	44	210,200	258,800
45	214,300	260,900	45	211,300	260,000
46	215,600	262,100	46	212,600	261,200
47	216,900	263,400	47	213,900	262,500
48	218,200	264,500	48	215,200	263,600
49	219,200	265,600	49	216,300	264,700
50	220,300	266,600	50	217,400	265,800

改正後			改正前		
5 1	2 2 1, 3 0 0	2 6 7, 8 0 0	5 1	2 1 8, 4 0 0	2 6 7, 1 0 0
5 2	2 2 2, 3 0 0	2 6 8, 9 0 0	5 2	2 1 9, 5 0 0	2 6 8, 4 0 0
5 3	2 2 3, 3 0 0	2 6 9, 9 0 0	5 3	2 2 0, 6 0 0	2 6 9, 4 0 0
5 4	2 2 4, 2 0 0	2 7 0, 9 0 0	5 4	2 2 1, 6 0 0	2 7 0, 5 0 0
5 5	2 2 5, 1 0 0	2 7 2, 0 0 0	5 5	2 2 2, 5 0 0	2 7 1, 8 0 0
5 6	2 2 6, 0 0 0	2 7 3, 1 0 0	5 6	2 2 3, 5 0 0	2 7 3, 1 0 0
5 7	2 2 6, 3 0 0	2 7 4, 0 0 0	5 7	2 2 3, 8 0 0	2 7 4, 0 0 0
5 8	2 2 7, 1 0 0	2 7 5, 0 0 0	5 8	2 2 4, 6 0 0	2 7 5, 0 0 0
5 9	2 2 7, 8 0 0	2 7 5, 9 0 0	5 9	2 2 5, 4 0 0	2 7 5, 9 0 0
6 0	2 2 8, 5 0 0	2 7 7, 0 0 0	6 0	2 2 6, 1 0 0	2 7 7, 0 0 0
6 1	2 2 9, 2 0 0	2 7 8, 1 0 0	6 1	2 2 6, 8 0 0	2 7 8, 1 0 0
6 2	2 3 0, 0 0 0	2 7 9, 1 0 0	6 2	2 2 7, 8 0 0	2 7 9, 1 0 0
6 3	2 3 0, 7 0 0	2 8 0, 0 0 0	6 3	2 2 8, 6 0 0	2 8 0, 0 0 0
6 4	2 3 1, 3 0 0	2 8 1, 0 0 0	6 4	2 2 9, 4 0 0	2 8 1, 0 0 0
6 5	2 3 1, 9 0 0	2 8 1, 5 0 0	6 5	2 3 0, 1 0 0	2 8 1, 5 0 0
6 6	2 3 2, 5 0 0	2 8 2, 4 0 0	6 6	2 3 0, 8 0 0	2 8 2, 4 0 0
6 7	2 3 3, 1 0 0	2 8 3, 1 0 0	6 7	2 3 1, 7 0 0	2 8 3, 1 0 0
6 8	2 3 3, 8 0 0	2 8 4, 0 0 0	6 8	2 3 2, 7 0 0	2 8 4, 0 0 0

改正後			改正前		
69	234,500	285,000	69	233,400	285,000
70	235,100	285,800	70	234,000	285,800
71	235,600	286,600	71	234,500	286,600
72	236,300	287,400	72	235,200	287,400
73	237,000	288,200	73	236,000	288,200
74	237,600	288,700	74	236,600	288,700
75	238,200	289,100	75	237,200	289,100
76	238,700	289,600	76	237,700	289,600
77	239,300	289,800	77	238,400	289,800
78	240,000	290,100	78	239,100	290,100
79	240,700	290,300	79	239,800	290,300
80	241,200	290,700	80	240,300	290,700
81	241,700	290,900	81	240,800	290,900
82	242,300	291,100	82	241,500	291,100
83	242,900	291,500	83	242,200	291,500
84	243,400	291,800	84	242,900	291,800
85	243,900	292,100	85	243,500	292,100
86	244,500	292,400	86	244,200	292,400

改正後			改正前		
87	245,100	292,700	87	244,900	292,700
88	245,600	293,100	88	245,600	293,100
89	246,100	293,400	89	246,100	293,400
90	246,600	293,800	90	246,600	293,800
91	246,900	294,100	91	246,900	294,100
92	247,300	294,500	92	247,300	294,500
93	247,600	294,700	93	247,600	294,700
94		294,900	94		294,900
95		295,200	95		295,200
96		295,600	96		295,600
97		295,800	97		295,800
98		296,100	98		296,100
99		296,500	99		296,500
100		296,900	100		296,900
101		297,100	101		297,100
102		297,400	102		297,400
103		297,800	103		297,800
104		298,100	104		298,100

改正後			改正前		
105		298,300	105		298,300
106		298,600	106		298,600
107		299,000	107		299,000
108		299,300	108		299,300
109		299,500	109		299,500
110		299,900	110		299,900
111		300,300	111		300,300
112		300,600	112		300,600
113		300,800	113		300,800
114		301,000	114		301,000
115		301,300	115		301,300
116		301,700	116		301,700
117		301,900	117		301,900
118		302,100	118		302,100
119		302,400	119		302,400
120		302,700	120		302,700
121		303,100	121		303,100
122		303,300	122		303,300

改正後			改正前		
123		303,600	123		303,600
124		303,900	124		303,900
125		304,200	125		304,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
1		253,600
2		256,100
3		258,600
4		261,100
5		263,300
6		267,100
7		270,900
8		274,700
9		278,300
10		282,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
1		249,800
2		252,300
3		254,800
4		257,300
5		259,500
6		263,300
7		267,100
8		270,900
9		274,500
10		278,500

改正後		改正前	
11	286,300	11	282,500
12	290,300	12	286,500
13	294,000	13	290,300
14	298,000	14	294,300
15	301,900	15	298,200
16	305,700	16	302,100
17	309,300	17	305,800
18	312,800	18	309,400
19	316,300	19	312,900
20	319,800	20	316,500
21	323,400	21	320,100
22	327,100	22	323,800
23	330,500	23	327,300
24	333,800	24	330,600
25	337,300	25	334,100
26	339,800	26	336,800
27	342,400	27	339,400
28	344,700	28	342,000

改正後		改正前	
29	349,800	29	346,500
30	352,800	30	349,700
31	355,900	31	352,800
32	358,700	32	355,900
33	361,100	33	358,700
34	363,700	34	361,400
35	366,400	35	364,500
36	369,200	36	367,700
37	372,100	37	370,600
38	375,600	38	374,100
39	378,600	39	377,100
40	382,200	40	380,700
41	385,600	41	384,300
42	388,300	42	387,000
43	390,800	43	389,500
44	393,400	44	392,100
45	396,100	45	394,900
46	398,300	46	397,200



改正後		改正前	
47	400,200	47	399,700
48	401,800	48	401,800
49	403,800	49	403,800
50	406,100	50	406,100
51	408,300	51	408,300
52	410,600	52	410,600
53	412,900	53	412,900
54	415,000	54	415,000
55	417,000	55	417,000
56	419,100	56	419,100
57	421,000	57	421,000
58	422,800	58	422,800
59	424,600	59	424,600
60	426,600	60	426,600
61	428,500	61	428,500
62	430,500	62	430,500
63	432,400	63	432,400
64	434,400	64	434,400

改正後		改正前	
65	436,200	65	436,200
66	438,000	66	438,000
67	439,700	67	439,700
68	441,500	68	441,500
69	443,300	69	443,300
70	445,100	70	445,100
71	446,900	71	446,900
72	448,600	72	448,600
73	450,400	73	450,400
74	452,100	74	452,100
75	453,900	75	453,900
76	455,700	76	455,700
77	457,600	77	457,600
78	458,800	78	458,800
79	460,000	79	460,000
80	461,200	80	461,200
81	462,400	81	462,400
82	463,400	82	463,400

改正後		改正前	
83	464,400	83	464,400
84	465,400	84	465,400
85	466,200	85	466,200
86	466,900	86	466,900
87	467,600	87	467,600
88	468,300	88	468,300
89	469,000	89	469,000
90	469,700	90	469,700
91	470,400	91	470,400
92	471,000	92	471,000
93	471,300	93	471,300
94	472,000	94	472,000
95	472,700	95	472,700
96	473,400	96	473,400
97	473,800	97	473,800
98	474,400	98	474,400
99	475,100	99	475,100
100	475,800	100	475,800

改正後		改正前	
101	476,200	101	476,200
102	476,800	102	476,800
103	477,400	103	477,400
104	477,900	104	477,900
105	478,500	105	478,500
106	479,000	106	479,000
107	479,500	107	479,500
108	480,000	108	480,000
109	480,400	109	480,400
110	481,000	110	481,000
111	481,400	111	481,400
112	481,900	112	481,900
113	482,400	113	482,400
114	483,000	114	483,000
115	483,600	115	483,600
116	484,000	116	484,000
117	484,500	117	484,500
118	485,100	118	485,100

改正後		改正前	
119	485,700	119	485,700
120	486,300	120	486,300
121	486,800	121	486,800

備考 この表は、医師の業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
1		160,500
2		162,300
3		164,000
4		165,600
5		167,200
6		168,900
7		170,500
8		172,300
9		173,700
10		175,500
11		177,400

備考 この表は、医師の業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（2）

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
1		156,400
2		158,200
3		159,900
4		161,500
5		163,100
6		164,800
7		166,400
8		168,200
9		169,700
10		171,600
11		173,600

改正後		改正前	
12	179,200	12	175,500
13	181,100	13	177,400
14	182,600	14	179,200
15	184,400	15	181,000
16	186,200	16	182,900
17	191,500	17	188,400
18	193,100	18	190,000
19	194,700	19	191,600
20	196,300	20	193,200
21	197,800	21	194,700
22	199,300	22	196,200
23	200,900	23	197,800
24	202,400	24	199,300
25	204,000	25	200,900
26	205,700	26	202,600
27	207,300	27	204,200
28	209,000	28	205,900
29	210,400	29	207,300

改正後		改正前	
30	212,000	30	208,900
31	213,600	31	210,500
32	215,200	32	212,100
33	216,600	33	213,500
34	218,200	34	215,100
35	219,900	35	216,800
36	221,600	36	218,500
37	222,900	37	219,800
38	224,400	38	221,300
39	225,800	39	222,700
40	227,300	40	224,200
41	228,500	41	225,600
42	229,900	42	227,000
43	231,200	43	228,300
44	232,400	44	229,600
45	233,600	45	230,900
46	234,900	46	232,300
47	236,400	47	233,800

改正後		改正前	
48	237,700	48	235,200
49	238,700	49	236,200
50	240,000	50	237,500
51	240,900	51	238,500
52	242,100	52	239,700
53	243,400	53	241,000
54	244,500	54	242,300
55	245,600	55	243,400
56	246,700	56	244,700
57	247,800	57	246,000
58	248,700	58	247,000
59	249,600	59	248,200
60	250,400	60	249,300
61	251,500	61	250,400
62	252,800	62	251,700
63	254,100	63	253,000
64	255,300	64	254,200
65	256,800	65	255,800



改正後		改正前	
66	258,200	66	257,200
67	259,400	67	258,400
68	260,600	68	259,600
69	261,600	69	260,700
70	262,900	70	262,000
71	264,200	71	263,300
72	265,300	72	264,400
73	266,100	73	265,200
74	267,300	74	266,500
75	268,500	75	267,800
76	269,600	76	269,100
77	270,500	77	270,000
78	271,600	78	271,200
79	272,700	79	272,500
80	273,800	80	273,800
81	274,600	81	274,600
82	275,700	82	275,700
83	276,600	83	276,600

改正後			改正前		
84	277,700		84	277,700	
85	278,700		85	278,700	
86	279,700		86	279,700	
87	280,800		87	280,800	
88	281,900		88	281,900	
89	282,500		89	282,500	
90	283,200		90	283,200	
91	283,700		91	283,700	
92	284,500		92	284,500	
93	285,300		93	285,300	
94	285,900		94	285,900	
95	286,500		95	286,500	
96	287,100		96	287,100	
97	287,800		97	287,800	
98	288,300		98	288,300	
99	288,700		99	288,700	
100	289,100		100	289,100	
101	289,300		101	289,300	

改正後			改正前		
102	289,500		102	289,500	
103	289,700		103	289,700	
104	289,900		104	289,900	
105	290,300		105	290,300	
106	290,500		106	290,500	
107	290,700		107	290,700	
108	290,900		108	290,900	
109	291,300		109	291,300	
110	291,500		110	291,500	
111	291,700		111	291,700	
112	292,000		112	292,000	
113	292,400		113	292,400	
114	292,700		114	292,700	
115	292,900		115	292,900	
116	293,200		116	293,200	
117	293,500		117	293,500	
118	293,700		118	293,700	
119	293,900		119	293,900	

改正後		改正前	
120	294,200	120	294,200
121	294,500	121	294,500

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
1		169,900
2		171,300
3		172,800
4		174,200
5		175,600
6		177,100
7		178,600
8		180,100
9		181,300
10		183,000
11		184,600

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

号給	職務の等級	1 等級
		給料月額
1		165,300
2		166,700
3		168,200
4		169,600
5		171,000
6		172,500
7		174,000
8		175,500
9		176,700
10		178,400
11		180,000

改正後			改正前		
12	186,100		12	181,500	
13	187,500		13	182,900	
14	189,500		14	184,900	
15	191,500		15	186,900	
16	193,500		16	188,900	
17	197,000		17	192,400	
18	198,900		18	194,500	
19	200,900		19	196,600	
20	202,800		20	198,600	
21	204,900		21	200,700	
22	206,900		22	203,000	
23	209,100		23	205,300	
24	211,200		24	207,500	
25	213,200		25	209,800	
26	214,600		26	211,200	
27	216,000		27	212,600	
28	217,200		28	213,800	
29	218,600		29	215,200	

改正後		改正前	
30	220,000	30	216,600
31	221,500	31	218,100
32	222,700	32	219,300
33	224,100	33	220,700
34	225,600	34	222,200
35	227,100	35	223,700
36	228,600	36	225,200
37	229,700	37	226,300
38	231,400	38	228,000
39	233,100	39	229,700
40	234,700	40	231,400
41	236,000	41	232,700
42	237,700	42	234,400
43	239,400	43	236,100
44	241,100	44	237,800
45	242,700	45	239,400
46	244,100	46	240,800
47	245,400	47	242,100

改正後		改正前	
48	246,500	48	243,200
49	247,500	49	244,400
50	248,600	50	245,500
51	249,500	51	246,400
52	250,500	52	247,500
53	251,200	53	248,400
54	252,200	54	249,500
55	253,100	55	250,400
56	254,100	56	251,500
57	254,500	57	251,900
58	255,400	58	252,800
59	256,200	59	253,700
60	256,900	60	254,400
61	257,700	61	255,200
62	258,400	62	256,100
63	259,300	63	257,000
64	260,100	64	258,000
65	260,900	65	259,000

改正後			改正前		
66	261,800		66	260,000	
67	262,700		67	261,200	
68	263,700		68	262,400	
69	264,800		69	263,500	
70	266,000		70	264,900	
71	267,300		71	266,200	
72	268,600		72	267,500	
73	270,000		73	269,000	
74	271,500		74	270,500	
75	272,900		75	271,900	
76	274,300		76	273,300	
77	275,600		77	274,700	
78	276,900		78	276,000	
79	278,300		79	277,400	
80	279,400		80	278,500	
81	280,500		81	279,900	
82	281,800		82	281,400	
83	283,100		83	282,900	



改正後		改正前	
84	284,400	84	284,400
85	285,500	85	285,500
86	287,000	86	287,000
87	288,500	87	288,500
88	289,900	88	289,900
89	290,900	89	290,900
90	292,300	90	292,300
91	293,500	91	293,500
92	294,800	92	294,800
93	296,200	93	296,200
94	297,500	94	297,500
95	298,700	95	298,700
96	300,000	96	300,000
97	300,500	97	300,500
98	301,700	98	301,700
99	302,800	99	302,800
100	304,000	100	304,000
101	305,100	101	305,100

改正後			改正前		
102	306,300		102	306,300	
103	307,500		103	307,500	
104	308,600		104	308,600	
105	309,900		105	309,900	
106	311,100		106	311,100	
107	312,300		107	312,300	
108	313,500		108	313,500	
109	314,300		109	314,300	
110	315,000		110	315,000	
111	315,700		111	315,700	
112	316,300		112	316,300	
113	317,000		113	317,000	
114	317,300		114	317,300	
115	317,900		115	317,900	
116	318,600		116	318,600	
117	319,000		117	319,000	
118	319,600		118	319,600	
119	320,200		119	320,200	

改正後			改正前		
1 2 0	3 2 0, 8 0 0		1 2 0	3 2 0, 8 0 0	
1 2 1	3 2 1, 2 0 0		1 2 1	3 2 1, 2 0 0	
1 2 2	3 2 1, 7 0 0		1 2 2	3 2 1, 7 0 0	
1 2 3	3 2 2, 2 0 0		1 2 3	3 2 2, 2 0 0	
1 2 4	3 2 2, 7 0 0		1 2 4	3 2 2, 7 0 0	
1 2 5	3 2 3, 1 0 0		1 2 5	3 2 3, 1 0 0	
1 2 6	3 2 3, 5 0 0		1 2 6	3 2 3, 5 0 0	
1 2 7	3 2 3, 8 0 0		1 2 7	3 2 3, 8 0 0	
1 2 8	3 2 4, 1 0 0		1 2 8	3 2 4, 1 0 0	
1 2 9	3 2 4, 5 0 0		1 2 9	3 2 4, 5 0 0	
1 3 0	3 2 4, 9 0 0		1 3 0	3 2 4, 9 0 0	
1 3 1	3 2 5, 3 0 0		1 3 1	3 2 5, 3 0 0	
1 3 2	3 2 5, 6 0 0		1 3 2	3 2 5, 6 0 0	
1 3 3	3 2 5, 8 0 0		1 3 3	3 2 5, 8 0 0	
1 3 4	3 2 6, 1 0 0		1 3 4	3 2 6, 1 0 0	
1 3 5	3 2 6, 5 0 0		1 3 5	3 2 6, 5 0 0	
1 3 6	3 2 6, 7 0 0		1 3 6	3 2 6, 7 0 0	
1 3 7	3 2 6, 9 0 0		1 3 7	3 2 6, 9 0 0	

改正後		改正前	
138	327,200	138	327,200
139	327,500	139	327,500
140	327,800	140	327,800
141	328,000	141	328,000
142	328,300	142	328,300
143	328,700	143	328,700
144	328,900	144	328,900
145	329,100	145	329,100
146	329,300	146	329,300
147	329,700	147	329,700
148	329,900	148	329,900
149	330,200	149	330,200
150	330,600	150	330,600
151	331,000	151	331,000
152	331,400	152	331,400
153	331,700	153	331,700

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

議案第 61 号

藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

○藤井寺市重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年藤井寺市条例第34号） 新旧対照表  
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>被保護者（その保護を停止されている者を除く。）</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者については、前項の規定にかかわらず、この条例による助成は行わない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>被保護者</u>又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

○藤井寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年藤井寺市条例第23号） 新旧対照表  
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>（対象者）                      第3条（略）                      2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。                      （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者                      （2）～（5）（略）</p>	<p>（対象者）                      第3条（略）                      2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。                      （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者                      （2）～（5）（略）</p>

○藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表  
 （第3条関係）

改正後	改正前
<p>（対象者）                      第3条（略）                      2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第3号及び第4号に該当する者にあつては、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の助成を受けることができない。                      （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による<u>被保護者（その保護を停止されている者を除く。）</u>                      （2）～（4）（略）</p>	<p>（対象者）                      第3条（略）                      2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第3号及び第4号に該当する者にあつては、入院時食事療養費（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の助成を受けることができない。                      （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者                      （2）～（4）（略）</p>

議案第 62 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつ</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつ</p>



改正後	改正前
<p>き、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>き、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

